明治二十六年九月三日　（定價金二錢五厘）

（本號八面）　（明治二十六年五月廿一日　郵便信書省認可）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千七百七十四號
明治廿六年九月三十日　土曜日
舊暦癸巳八月廿一日（庚午）
日出午前五時三十六分　日入午後六時三十五分
月出午後八時十分　月入午前七時五十四分
滿潮午前十時十七分　滿潮午後八時十二分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切發行）

時事新報郵送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（寄宮）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より新聞社に電通を電送し各新聞社は之を受けて紙面を裝飾するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報酬すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

鐵道の競爭と專有

近來全國各地より鐵道の私設を出願する者陸續絶へざれども政府に於て現角に之を許可するゆとを欲せざる其理由の重なるものなりと云ふを聞くに人民の輿論に任せて漫に許可を與ふるときは既に鐵道の便ある地方に新線路を敷設し新富所間の間に競爭を生じて結局双方の不利益を爲すことある可しとの掛念に外ならざるが如し鐵道計畫者に對して如何にも深切を盡したる一計にして當局者の好意謝す可きに似たれども今日我國實業上の實際より見れば其好意たる即ち俗に云ふ藪蛇なるを以て人民に於ては一應の謝辭を述ると共に其好意の嘱を辭上せんと欲するものなり如何となれば目下我國の鐵道事業に關して恐る可き弊害は競爭に非ずして寧ろ專有なればなり國中の鐵道進歩したりと雖ども遠く歐米諸國に比すれば千七八百哩に過ぎず之を四千萬の人口に對する哩數は人口二萬に付き一哩にも足らざるの割合なり誠に微々たる者にして歐米諸國の盛況に比すれば一割の歐にわたず（米國にては凡そ四百人に付き一哩、英國、獨逸、佛蘭西、等にては凡そ二千人に付き一哩の割合なり）左れば今の鐵道組織を見て競爭の弊を氣遣ふは恰も雨餘の河流溢るゝときに水田の水喧嘩を恐れ、一家洗ふが如き貧乏人が盜難を憂ふるに等しく先づ以て餘計の心配と云ふの外なし競爭の生ずるを過慮して人民自由の起業を許さゞれば鐵道哩數の增加を妨るは無論在來の鐵道營業者をして專有の權を恣にせしむるは必然の勢にして過般來每度時事新報にも論じたる如く官私鐵道が其營業方を等閑にして人民一般に不便を感ずるは掩ふ可らざるの事實にして營業者その人に於ても此有樣に滿足する者はなかる可しと雖も寧て注意の樣子なく甚だしきに至りては漫に社費節減なぞ稱して無用の役員を沙汰すると同時に有用の人物に給料を減して懶怠ならしむるか然らざれば第二流三流の人を用ひて貴重の事を任し線路の修繕を怠り列車の改良を思はず運搬方の不行屆をば餘處に見て唯目前に收入の錢を多くし配分益の割合を高くして株式の相場を騰貴せしめんことを謀り會社の役員にして鐵道理事の業と投機射利の業と兼帶する者さへなきに非ず言語に絶へたる次第にして公衆の不便は扨置き危險の程も計られず畢竟他に競爭もなく又他より咎めらるの心配もなきよりして自然に斯る惡弊にも陷るゆとなれば政府に於ては船舶及び他諸器械場を監視すると同一の法に從ひ鐵道會社に對して會釋に及ばず其取締を嚴重にして公衆の安全を保護するゆゑ肝要なれ然るに政府の筋の取締と干涉とは誠に紛らはしく所謂厚き御趣意の取締も忽ち變性して入らざる干涉と爲り當業者の迷惑を感ずるは從來珍らしからぬ事例なれば北海道鐵道の如きは道中の單獨線にして當分は競爭の手段なきが故に政府の監督に任じて嚴重に取締るの外なけれども內地に至りては則ち然らず競爭線を自由にして各會社相互に自から警しめ以て自然の注意を促すの法あるのみ然りと雖も鐵道の競爭永遠に無病なるに非ず其甚だしきに達すれば種々樣々の弊を生じ投機の計略、瞞着の手段、公益を犧牲にして私を營むの沙汰なきに非されども是れは鐵道擴張の極に至るゆとなれば此種の惡弊は實際に於て容易に起る可きに非ず若し或は自由敎育の盛にして宜しからざる徵候も現はれたらんには其機を察して自から豫防の道もある可し兎に角に目下の事態に於ては我輩は唯鐵道專有の弊を厭ふのみにして未だ競爭の害を見ざるが故に假令ひ一時の方便としても自然の競爭を利用して時弊を矯正せんと欲するものなり

官報

○遞信省告示第二百二十三號

南亞米利加洲伯西爾國ヘノ電氣通信ハ普通語ニ限リ取扱フヘキ旨高國電信總理局ヨリ通報シ來レリ

明治二十六年九月二十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○愛蘭自治案の大要

曩に英國下院を通過し上院にて否決されたる愛蘭自治案は多年天下の耳目を聳動し之が爲め同國の國會に於て未曾有の腕力沙汰をさへ惹起したる程の大問題なれば過般我時事新報にては此案の全部を譯載せんとしたりしも爾後多少修正せられたる箇處も尠からず且つ此際我邦に在て一々細項を逐ふて之を轉載するも却て煩雜にして其甲斐あるまじきにより左に今此案の眼目とする條項を抄譯し以て其大意を知るの便に供す

愛蘭自治案の最初の一節は甚だ長くして幾多の條項に分たれ今度此案に由て新に設けらるべき愛蘭國會の法律議定權の權限を規定したるものなり此法案の示す所に據れば愛蘭の新國會は中央政府及び愛蘭太守の事柄に關したる法律又は宣戰講和の事を議するの權なきは勿論外國との通商條約、國事犯、歸化、貨幣鑄造、版權許否等其他一切之に類する問題を議定するの權なく且つ宗敎上の問題又は宗派的の敎育を處理するが爲めに如何なる法律をも作るの權なし、愛蘭政府の行政權は依然女皇又は女皇の代理者なる愛蘭太守に依て授受せられ太守は四十八人の議員より成立せる上院（legislative council）の贊助を受くるものとし、四十八人の議員は人口の割合に應じて愛蘭人民之を撰出し其任期を八箇年と定め四年每に半數改撰を行ふものとす、下院（legislative assembly）の議員も亦同一の方法を以て撰出せられ其任期を五箇年と定め最後に此撰擧の權限は新國會開設以後六箇年の間は之を變更するを得ずとの但書を添へたり

次に財政上の事に關しては合衆王國より分れて別に愛蘭の大藏を置き別に愛蘭の合同資本を有するゆとを許し關稅、國產稅、及び郵便稅は之を帝國議會の議定權に屬せしめたれども愛蘭の立法部は愛蘭公共の費用に供する爲めに其他の諸稅目を議定するを得べく愛蘭に於ける公共の收入は皇室の世襲收入を除くの外總て愛蘭の大藏に向て之を仕拂ひ、愛蘭より徵收したる關稅及び其他の諸稅即ち愛蘭の權利に屬する合衆王國收入の一部分は之を愛蘭支出の分として合衆王國の合同資本に組入れ以て王國の負擔とし其費用に供するものなれば中央政府の大藏省にては愛蘭の事務に對して別途の會計を爲すべきものとす

次に又司法上の事に關しては愛蘭の高等法院に二名の高等判事を置き合衆王國の大權を以て之を任命し合衆王國の合同資本を以て之を支給するものとす、是等の判事は愛蘭の高等法院の判事として制規の義務を盡すのみならず關稅、撰擧等總て愛蘭の司法權內に屬せざる事項より起る所の訴訟事件を聽問するものとす、即ち前に述べたる如く愛蘭の立法議會にて違反する能はざる所の法律に關する事柄は總て此等判事の裁定に任ずるものとす、高等法院よりの上告は女皇陛下に向て之を爲すものとす、如何なる愛蘭の裁判官と雖も愛蘭上下兩院の命令に由るにあらざれば之を罷免するゆとを得ず、但し此自治案の通過したる後は愛蘭嶋內に於ける郵便電信事業の支配權は之を中央政府より自治政府に移し且つ嶋內に於ける郵便貯金銀行の取扱も亦右同樣自治政府に一任するものとす、

又行政官嶋の太守の部勅なるものは直に之を廢止するゆとを問はず其任期を五箇年と定め最後に此撰擧の權限は新國會開設以後六箇年の間は之を變更するを得ずとの但書を添へたり

次に財政上の事に關しては合衆王國より分れて別に愛蘭の大藏を置き別に愛蘭の合同資本を有するゆとを許し關稅、國產稅、及び郵便稅は之を帝國議會の議定權に屬せしめたれども愛蘭の立法部は愛蘭公共の費用に供する爲めに其他の諸稅目を議定するを得べく愛蘭に於ける公共の收入は皇室の世襲收入を除くの外總て愛蘭の大藏に向て之を仕拂ひ、愛蘭より徵收したる關稅及び其他の諸稅即ち愛蘭の權利に屬する合衆王國收入の一部分は之を愛蘭支出の分として合衆王國の合同資本に組入れ以て王國の負擔とし其費用に供するものなれば中央政府の大藏省にては愛蘭の事務に對して別途の會計を爲すべきものとす

次に又司法上の事に關しては愛蘭の高等法院に二名の高等判事を置き合衆王國の大權を以て之を任命し合衆王國の合同資本を以て之を支給するものとす、是等の判事は愛蘭の高等法院の判事として制規の義務を盡すのみならず關稅、撰擧等總て愛蘭の司法權內に屬せざる事項より起る所の訴訟事件を聽問するものとす、即ち前に述べたる如く愛蘭の立法議會にて違反する能はざる所の法律に關する事柄は總て此等判事の裁定に任ずるものとす、高等法院よりの上告は女皇陛下に向て之を爲すものとす、如何なる愛蘭の裁判官と雖も愛蘭上下兩院の命令に由るにあらざれば之を罷免するゆとを得ず、但し此自治案の通過したる後は愛蘭嶋內に於ける郵便電信事業の支配權は之を中央政府より自治政府に移し且つ嶋內に於ける郵便貯金銀行の取扱も亦右同樣自治政府に一任するものとす、

●淺草座（ツケ）　元芝高輪、本所、深川、神田、日本橋、浅草、本所、深川、神田、日本橋、浅草、本所、深川、神田、日本橋、浅草